

函館市交通安全対策会議委員公募実施要領

1 目 的

函館市交通安全対策会議（以下「会議」という。）において、市民意見を市政に反映するため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供します。

2 公募定数および任期

- (1) 公募人数 1人（女性優先※）

※本会議における女性の委員の割合が、市で定める女性登用率の目標値の35%に達していないため、女性の応募があった場合は、優先的に女性の応募者を委員として決定します。

- (2) 任期 令和7年（2025年）5月21日から令和9年（2027年）5月20日（2年間）

3 応募条件

市内に居住する年齢18歳以上（令和7年4月1日現在）の市民で、交通安全に関する知識、経験、関心があり、平日の日中に開催する会議に出席できる方。

ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 本会議に委員を推薦する予定である、函館市交通安全推進委員会の会員である関係機関、関係団体（別添）の役員
- (2) 本市の他の2つ以上の委員会の委員である方（内定しているもの、応募中のものを含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたは、その執行を受けることがなくなるまでの方
- (4) 日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、またはこれに加入した方
- (5) その他市長が不適當と認める方

4 応募方法

応募申込書に必要事項を記入のうえ、郵送、持参、FAX送信または電子メールによりご応募ください。

応募先：〒040-8666

函館市東雲町4番13号

函館市市民部交通安全課

電 話：0138-21-3191

FAX：0138-21-3195

電子メール：kotsuanzen@city.hakodate.hokkaido.jp

5 広 報

公募にあたっては、市政はこだて5月号および市ホームページに記事を掲載します。

6 募集期間

令和7年5月2日(金)から令和7年5月15日(木)まで

※ 郵送の場合は、締め切り当日の消印有効です。

※ 持参、FAX送信または電子メールの場合は、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分までの受付とします。

7 決定の方法

(1) 女性の応募がある場合は、優先的に女性の応募者を委員として決定し、応募者が定数を超えた場合は、公開抽選により決定します。（公開抽選日については、対象者あて別途通知）

(2) 応募者が定数に達しない場合は、再度公募します。

8 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知します。

(別添)

※ 函館市交通安全推進委員会の会員である関係機関・関係団体

- ・ 函館中央交通安全協会
- ・ 函館西交通安全協会
- ・ 函館地区バス協会
- ・ 函館市交通安全指導員会
- ・ 一般社団法人 函館地区トラック協会
- ・ 函館市女性会議
- ・ 函館中央地区安全運転管理者協会
- ・ 函館西地区安全運転管理者協会
- ・ 北海道指定自動車教習所協会 函館支部
- ・ 一般社団法人 函館地区ハイヤー協会
- ・ 函館市町会連合会
- ・ 函館地方安全運転管理者事業主会
- ・ 一般社団法人 函館地区自家用自動車協会
- ・ 一般社団法人 函館地方自動車整備振興会
- ・ 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 函館支部
- ・ 函館市小学校長会
- ・ 函館市中学校長会
- ・ 北海道高等学校長協会道南支部
- ・ 函館市老人クラブ連合会